

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第193回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つございます。

議題1「情報提供ネットワークシステム更改に伴う番号法第21条設置協議について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「情報提供ネットワークシステム更改に伴う番号法第21条設置協議について」、説明をいたします。

資料1-1を御覧ください。

11月4日付で、デジタル庁より「情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に係る協議について（依頼）」を受領しております。

こちらは、番号法第21条第1項において、内閣総理大臣は委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする定められていることを受け、年末年始の情報提供ネットワークシステムの更改に向けて内閣総理大臣が委員会に協議を依頼したものになります。

この協議依頼を受けて、デジタル庁と第二期情報提供ネットワークシステムの設置について協議を実施してきましたので、その説明をいたします。

ここからの内容を非公表にさせていただきたく存じます。

資料1-2を御覧ください。

(内容については非公表)

ここからの内容を公表にさせていただきたく存じます。

資料1-3を御覧ください。

協議に関し、デジタル庁への通知の案です。今回の協議において確認した範囲では、特段問題となる事項は認められなかったことから、内閣総理大臣からの協議依頼には、案のとおり、その安全性・信頼性について、協議時点において特段の問題は認められなかった旨、合理化及び効率化を図った上で安全性及び信頼性を確保するとの番号法の趣旨を踏まえ、各般のリスク対策を継続的かつ確実に実施し、必要に応じて委員会に対して協議願いたい旨、職員教育の継続的な実施、実効性ある自己点検・監査の実施、各般のリスク対策に係る不断の見直し・検討が重要である旨を通知したいと考えております。

説明は以上になります。

なお、本件は番号法に基づく協議になるため、できる限り公表することを前提としつつ、委員会資料には情報提供ネットワークシステムの安全性・信頼性に関わる機密情報が多く含まれているため、議題名、資料1-1の鑑及び資料1-3並びに当該資料に係る議事録・議事概要を公表し、資料1-1別紙及び資料1-2並びに当該資料に係る議事録・議事概

要は非公表でお願いしたく存じます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 御説明ありがとうございました。

資料1-3の内閣総理大臣に対する通知案に示されておりますけれども、情報提供ネットワークシステムの安全性・信頼性を継続的に確保していくための具体的な三つの取組、すなわち、1番目が継続的かつ確実なリスク対策を実施すること、2番目にリスク対策の見直し・検討が重要であること、3番目に継続的に職員教育、自己点検・監査を実施すること、この3点は、今回の情報提供ネットワークシステムに限らず、全てのシステムの安全性・信頼性を確保する際の重要な観点です。

事務局においては、今回の番号法第21条に基づく協議だけではなく、行政機関等への立入検査においてもこれらの観点を十分にいかして、マイナンバー制度がさらに安心・安全なものになるよう、引き続き監視・監督業務に努めてもらいたいと思います。

それから、情報提供ネットワークシステムについても、今回の確認にとどまらず、引き続き安全性・信頼性の確保に向けて日々の運用状況等の把握など、必要な業務にしっかり取り組んでももらいたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本件につきましては、内閣総理大臣に対し、原案のとおり通知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおりに進めます。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

なお、本議題は、先ほどの事務局からの提案どおり、機密情報が含まれていることから、公表可能な範囲で公表することとしたいと思います。議題名、資料1-1の鑑及び資料1-3並びに当該資料に係る議事録・議事概要を公表し、それ以外の資料及び当該資料に係る議事録・議事概要は公表しないこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題2「厚生労働省（職業安定行政業務に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 番号法により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするとき、又は重要な変更を加えようとするときは、原則として、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

今般、厚生労働大臣から当委員会に対し全項目評価書が提出されましたので、評価書の

内容について、事務局より概要を説明いたします。

厚生労働大臣が実施する職業安定行政業務に関する事務については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議を頂きたく存じます。

まず、資料2-1に基づいて全項目評価書の概要を説明します。

評価対象の事務については、11から12ページまでの別添1を御覧ください。図の左上の「ハローワークシステム」内に赤い特定個人情報ファイルが四つございますが、それぞれの特定期間情報ファイルごとに評価対象の事務がございます。

一つ目は、左上の「助成金ファイル」を取り扱い、障害者雇用等の助成金の支給等を行う、「助成金に関する事務」です。

二つ目は、右上の「雇用保険ファイル」を取り扱い、雇用保険の被保険者の資格取得及び喪失、失業等給付等の支給等を行う、「雇用保険に関する事務」です。

三つ目は、左下の「求職者支援ファイル」を取り扱い、職業訓練受講給付金の支給等を行う、「求職者支援制度に関する事務」です。

四つ目は、右下の「職業紹介ファイル」を取り扱い、求人等の申込受付等を行う、「職業紹介に関する事務」です。

今回新たに追加された事務内容は、2点となります。

1点目は、「雇用保険に関する事務」及び「求職者支援制度に関する事務」において、公金受取口座登録者で、公金受取口座の利用を希望する者について、デジタル庁の「口座情報登録システム」から情報提供ネットワークシステム経由で「公的給付支給等口座登録簿関係情報（口座関係情報）」を入手し、失業等給付等や職業訓練受講給付金の支払先口座として使用する事務です。

これに伴い、口座関係情報の入手・使用に係る評価書のリスク対策の記載等を追記等しております。

2点目は、「求職者支援制度に関する事務」において、都道府県等が実施する特定公的給付（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）に関し、都道府県等から書面又は電磁的記録媒体により照会を受けた都度、提供された個人番号等を利用して対象者を特定し、対象者の職業訓練受講給付金の受給情報を書面又は電磁的記録媒体により返送する事務です。

これに伴い、特定個人情報の入手・提供に係る評価書のリスク対策の記載等を追記等しております。

今回、2点目に係る部分については、事後評価となります。

なお、特定公的給付に関する事務の評価については、昨年度、第164回委員会において、

「特定個人情報保護評価は特定個人情報ファイルを保有する前に実施することを原則としているが、法律案の目的からして、特に支給を迅速に実施すべきものであること、内閣総理大臣が特定公的給付の指定を行うまでは給付主体、支給要件が定まらないこと等の理由から、評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得る」旨を御説明させていただきます。

続きまして、今回追記等したリスク対策の例を御説明させていただきます。

まず、口座関係情報の入手・使用に係るリスク対策について、3点説明させていただきます。御説明は「雇用保険ファイル」のリスク対策の記載を用いて行いますが、「求職者支援ファイル」にも同様のリスク対策が記載されております。

1点目は、64ページ上段の「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」の最初の○を御覧ください。

ハローワーク等の職員端末と特定個人情報ファイルを格納するサーバーは、ハローワーク内部に限定された専用回線を用い、決められた必要な情報のみ提供を受け付けるようにシステムで制御していること等が記載されております。

2点目は、65ページ中段の「特定個人情報の使用の記録」の1ポツ目を御覧ください。

職員が特定個人情報へアクセスした履歴はログとしてハローワークシステムに保存され、定期的に及び必要に応じ随時にチェックを行うこと等が記載されております。

3点目は、68ページ上段の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」の最後のポツを御覧ください。

求職者等が失業等給付等を申請する際に、受取口座として公金受取口座の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、口座関係情報を情報照会する仕組みとすることにより、目的外の口座関係情報の入手を防止すること等が記載されております。

続きまして、特定公的給付に関する特定個人情報の入手・提供に係るリスク対策等について、3点説明させていただきます。

1点目は、74ページ上段の「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」の最後から2番目の○を御覧ください。

都道府県等から入手した個人番号の記載のある書面又は電磁的記録媒体は、管理簿等に記載し、速やかに保管庫に施錠保管すること等が記載されております。

2点目は、78ページ上段の「リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク」を御覧ください。

情報提供の際は、対象者に関する情報提供であるかどうかや宛先に誤りがないかについて、複数人で確認する体制を講ずること等が記載されております。

3点目は、82ページ下段の「リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」の最後から2番目のポツを御覧ください。

都道府県等から入手した電磁的記録媒体は返却することを原則とし、やむを得ず廃棄する場合においても、物理的に破壊するなど、データの復元が不可能な手段で廃棄し、廃棄記録を管理簿に記載すること等が記載されております。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料2-2に基づき、事務局による精査結果を御説明させていただきます。その上で評価書を審査いただき、承認するかどうか、御審議願います。

まず、表紙の次に目次がございますが、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しています。

次に、「特定個人情報ファイル（雇用保険ファイル）」、「特定個人情報ファイル（求職者支援ファイル）」、「特定個人情報ファイル（職業紹介ファイル）」及び「特定個人情報ファイル（助成金ファイル）」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しています。

事務局において慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、33ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、失業等給付等の支給及び職業訓練受講給付金の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して口座関係情報を入手し、使用する際のリスク対策について具体的に記載しているかといった観点で審査し、問題は認められないとしております。

「主な考慮事項（細目）」の75番では、特定公的給付（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）に関し、都道府県等から書面又は電磁的記録媒体により照会を受けた都度、提供された個人番号等を利用して対象者を特定し、対象者の職業訓練受講給付金の受給情報を書面又は電磁的記録媒体により返送する際のリスク対策について、具体的に記載しているかといった観点で審査し、問題は認められないとしております。

続きまして、34ページ上段の総評を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」となりましたので、総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点を記載しております。

(1)として、職業安定行政業務に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容及び特定個人情報の流れ、並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確

実に実行する必要があること。

(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、ハローワークシステムにおいて保有する特定個人情報が端末等を通じてインターネットへ流出することのないようシステム面の措置を講じていること等が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(3)として、組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること。

(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の主な内容の御説明は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、厚生労働省に対して委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 評価実施機関における事後評価の適切な実施について一言申し上げたいと思います。

今回の職業安定行政業務に関する事務の全項目評価は、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について、ハローワークが給付主体である地方自治体に対し支援要件を確認するために必要な職業訓練受講給付金の受給情報を提供することになっており、当該事務において特定個人情報ファイルを利用していること等から保護評価の再実施が必要になったことにより実施されました。

本件は、自立支援金の迅速な支給が必要であったことから、厚生労働省において事後評価と整理したものです。

委員会において、事後評価となる評価書の承認は今回が初めてですが、厚生労働省から提示された評価書は事後評価となる事務及びリスク対策について適切に記載されています。

今後、事後評価を行う機関が出てくるのが想定されますが、その場合も適切に評価を実施していただくことが重要です。

そのために、事務局において、所管省庁から迅速な事務の実施が求められ、事前に保護評価を実施することが困難であるなどの相談があった場合には、事後評価となり得る事務の内容及び理由を把握するとともに、事後評価となった際には、評価を実施することが困難な状態が解消された後、速やかに評価を行うよう、所管省庁と連携し、評価実施主体に対して働きかけることが重要であると考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見、御質問はございますでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「職業安定行政業務に関する事務 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局においては、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

本日の議題は以上になります。

本日の会議の資料については、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱いたいと思います。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。